

(整理番号 不：生総－4)

不利益処分の処分基準

処 分 名	使用済金属類営業の許可の取消し	
根拠法令等及び条項	岐阜県使用済金属類営業に関する条例 第24条	
所管部局課室係名	岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課 営業係 (TEL：058-271-2424)	
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	別紙「岐阜県使用済金属類営業に関する条例に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成25年10月1日設定 ( 年 月 日変更)
備 考		